高知市中央卸売市場売買参加者承認要綱

○高知市中央卸売市場売買参加者承認要綱

（昭和47年12月１日）

改正　昭和54年４月１日　昭和55年１月５日
昭和56年９月１日　昭和57年８月１日
昭和58年４月１日　昭和59年４月１日
昭和63年11月１日　平成８年７月10日
平成20年４月１日　平成27年４月１日
平成28年４月１日　平成29年４月１日
令和３年４月20日　令和３年11月23日
令和４年３月18日

（趣旨）

第１条　高知市中央卸売市場条例（令和２年条例第42号。以下「条例」という。）第35条第１項の規定による売買参加者の承認については，条例及び高知市中央卸売市場条例施行規則（令和２年規則第68号。以下「規則」という。）によるほか，この要綱によって行うものとする。

（承認対象）

第２条　売買参加者の承認を受けようとする者は，次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

⑴　高知県内に原則として独立した店舗を有する者とする。ただし，次条第２号アに規定する小売業者のうち曜市で営業している者及び行商を営んでいる者並びに同条同号イに規定する卸廻り業者についてはこの限りでない。

⑵　条例第４条に規定する取扱品目（以下「取扱品目」という。）の販売又は加工等を本来の業務としている者とする。

（資格要件）

第３条　卸売の相手方として売買参加者の承認を受けようとする者の必要な知識，経験及び資力信用に関する資格要件は，次のとおりとする。

⑴　経験年数

ア　取扱品目の部類に属する物品の取引業務について３年以上の経験を有し（申請者が法人である場合は，代表参加人について適用する。）かつ，高知県内の店舗又は営業所において次号に規定する業者としての経営経験を２年以上有す

る者

イ　当市場の取扱品目の部類に属する物品の卸売取引業務及び仲卸業務の取引業務並びに売買参加者の代表参加人及び補助員としての取引業務にそれぞれ従事した経験年数を２年以上有する者

ウ　当市場以外の卸売市場の取扱品目の部類に属する物品の卸売取引業務及び仲卸業務の取引業務並びに売買参加者の代表参加人及び補助員としての取引業務にそれぞれ従事した経験年数を２年以上有する者

⑵　資本金，開業資金及び年間仕入金額

売買参加者として十分な資金を有し，前号イに掲げる者以外のものにあっては，事業計画の実施に必要な資金内容及び次に掲げる年間仕入金額（当該年間仕入金額の２分の１以上の額は当市場関係業者から仕入れたものでなければならないものとする。）の実績を有する者でなければならない。

ア　小売業者

取扱品目の部類に属する物品を直接消費者に販売することを本来の業務とする生鮮食料品の小売業者　当該物品の年間仕入金額がおおむね1,000万円以上

イ　卸廻り業者

主として小売業者を対象に取扱品目の部類に属する物品の卸廻りを本来の業務とする者　当該物品の年間仕入金額がおおむね2,000万円以上

ウ　加工業者及び給食業者

生鮮食料品等を加工して販売することを業務とする加工業者及び給食業者（学校，病院等の給食業務を含む。）であって，自己の機械設備をもち加工製造及び給食業務に従事し，取扱品目の部類に属する物品を当該加工製造及び給食の原料とするため市場から購入することを必要とするもの　当該物品の年間仕入金額がおおむね2,000万円以上

エ　大口需要者等

消費生活協同組合その他市長が適当と認めるこれに類する者であって，自己

の経営する事業のために取扱品目の部類に属する物品を市場から大量に購入することを必要とするもの　当該物品の年間仕入金額がおおむね2,000万円以上

オ　飲食店営業者

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第１号に規定する飲食店営業を行う者であって，自己の経営する事業のために取扱品目の部類に属する物品を市場から大量に購入することを必要とするもの　当該物品の年間仕入金額がおおむね2,400万円以上

⑶　信用

申請者は，市場の公共性を認識し，市場に関する法令を遵守する者でなければならない。

（申請手続）

第４条　売買参加者の承認を受けようとする者は，規則第26条第１項の規定による承認申請書及び添付書類によって申請しなければならない。

２　前項の書類が完備されていない申請については，これを受理しないものとする。

（承認の可否の決定）

第５条　市長は前条の申請があった場合は，承認申請書を受理した日から起算して２月以内に承認の可否について決定し，当該申請者に通知を行うものとする。

（審査方法）

第６条　市長は，売買参加者の承認をするに当たっては，書面審査及び実態調査を行うとともに，条例第61条に規定する高知市中央卸売市場運営委員会の意見を聴くものとする。

（承認期間）

第７条　売買参加者としての承認の期間は，３年以内とする。

（承認の更新）

第８条　売買参加者は，前条の承認期間満了の日後引続き売買参加者として承認を受けようとするときは，当該売買参加者の承認の更新を受けなければならない。

高知市中央卸売市場売買参加者承認要綱

（承認の更新手続）

第９条　前条の規定による承認の更新を受けようとする者は，承認期間満了の日の３月前までに，別記様式による売買参加者更新申請書に，次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

⑴　申請者が個人である場合

ア　市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面

イ　その他市長が必要と認める書類

⑵　申請者が法人である場合

ア　役員名簿

イ　業務を執行する役員につき市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面

ウ　その他市長が必要と認める書類

（実態調査）

第10条　市長は，売買参加者の業務に関して適切な措置をとるために，必要に応じて実態調査を行うものとする。

（整備勧告及び承認の取消等）

第11条　市長は，前条の実態調査によって次の各号の一に該当するときは，業務の整備を行う旨の勧告を行う。

⑴　主たる生計を他の方法に依存しているため，店舗経営等の業務に熱意がなく，その他経営状況の変化による卸売業者の卸売の相手方となることの必要がないとき，若しくは必要が少ないと認められるとき。

⑵　卸売業者又は共同決済機関への買受代金の支払い状況が不良であると認められるとき。

２　前項の整備勧告を受けた者は，その日から起算して１月以内に理由書を付して，事業計画書を市長に提出しなければならない。

３　整備勧告を受けた者が，勧告による期間内にこれに応ぜず整備を行わないとき，

若しくは整備を行えないことについて正当な理由が認められないときは，承認の取消し又は承認の更新を行わない等の措置を講ずる。

（業務の譲渡）

第12条　個人である売買参加者が法人化した場合において，当該法人が当該売買参加者の業務を譲り受けようとするときは，市長の承認を受けなければならない。

２　法人である売買参加者が当該法人を解散した場合において，当該法人の代表者であった者のうち１人に限り，個人として当該売買参加者の業務を譲り受けることができるものとする。この場合において，当該譲り受けようとする者は，市長の承認を受けなければならない。

３　第１項又は前項の規定に基づき売買参加者の業務を譲り受けようとする者は，規則第26条第１項に規定する売買参加者承認申請書により市長に申請しなければならない。

４　第２条及び第３条の規定は，第１項及び第２項の承認については，適用しない。

（雑則）

第13条　この要綱により難いときは，市長の定めるところによるものとする。

附　則

この要領は，昭和47年12月１日から施行する。

附　則

この要領は，昭和54年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，昭和55年１月５日から施行する。

附　則

この要綱は，昭和56年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は，昭和57年８月１日から施行する。

附　則

高知市中央卸売市場売買参加者承認要綱

この要綱は，昭和58年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，昭和59年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，昭和63年11月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成８年７月10日から施行する。

附　則

この要綱は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月20日から施行し，第１条の規定による改正後の高知市中央卸売市場通常の卸売開始時刻前の卸売承認要綱の規定，第２条の規定による改正後の高知市中央卸売市場卸売業者の各種交付金等支出要綱の規定，第３条の規定による改正後の高知市中央卸売市場事故処理要綱の規定，第４条の規定による改正後のせり人登録認定試験実施要綱の規定，第５条の規定による改正後の高知市中央卸売市場補助員承認要綱の規定，第６条の規定による改正後の高知市中央卸売市場売買参加者承認要綱の規定，第７条の規定による改正後の高知市中央卸売市場販売原票取扱要綱の規定，第８条の規定による改正後の高知市中央卸売市場指値物品取扱要綱の規定，第９条の規定による改正後の高知市中央卸売市場仲卸業務許可要綱の規定は，令和２年６月21日から適用する。

高知市中央卸売市場売買参加者承認要綱

附　則

この要綱は，令和３年11月23日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年３月18日から施行する。

高知市中央卸売市場売買参加者承認要綱

別記様式

年　　月　　日

高知市長　　様

住所　　（電話　　）

商号　　番号

氏名又
は名称

売買参加者更新申請書

高知市中央卸売市場売買参加者承認要綱第９条の規定により，売買参加者の更新を受けたいので関係書類を添えて申請します

添付書類	１　個人の場合 ア　市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面 イ　その他市長が必要と認める書類 ２　法人の場合 ア　役員名簿 イ　業務を執行する役員につき市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面 ウ　その他市長が必要と認める書類